

農業生産現場における対応について

平成 2 4 年 3 月

農林水産省

目次

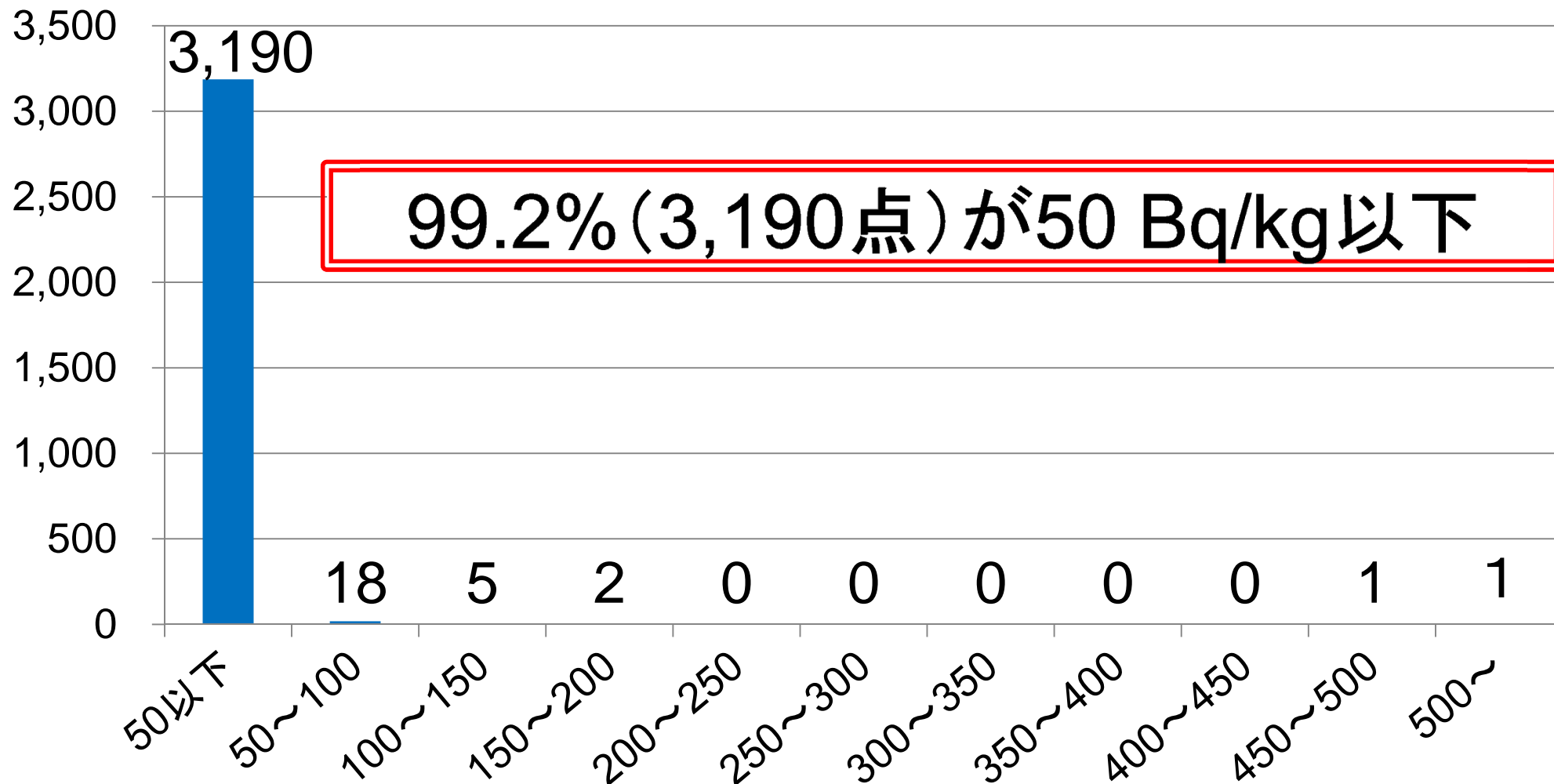
1. 農林水産省の基本方針
2. 農畜産物中の放射性物質の調査結果
3. 生産現場における取組

農林水産省の基本方針

1. 国民に安全な食料を安定して供給
2. 上記の目的の範囲内で、放射性物質検査が円滑かつ迅速に行われるよう、関係県・生産者を科学的に助言・指導
3. 厚生労働省に協力（食品衛生法を所管しているのは厚生労働省。農林水産業の現場は農林水産省）

米の調査結果①(17都県:3,217点)

(調査点数)

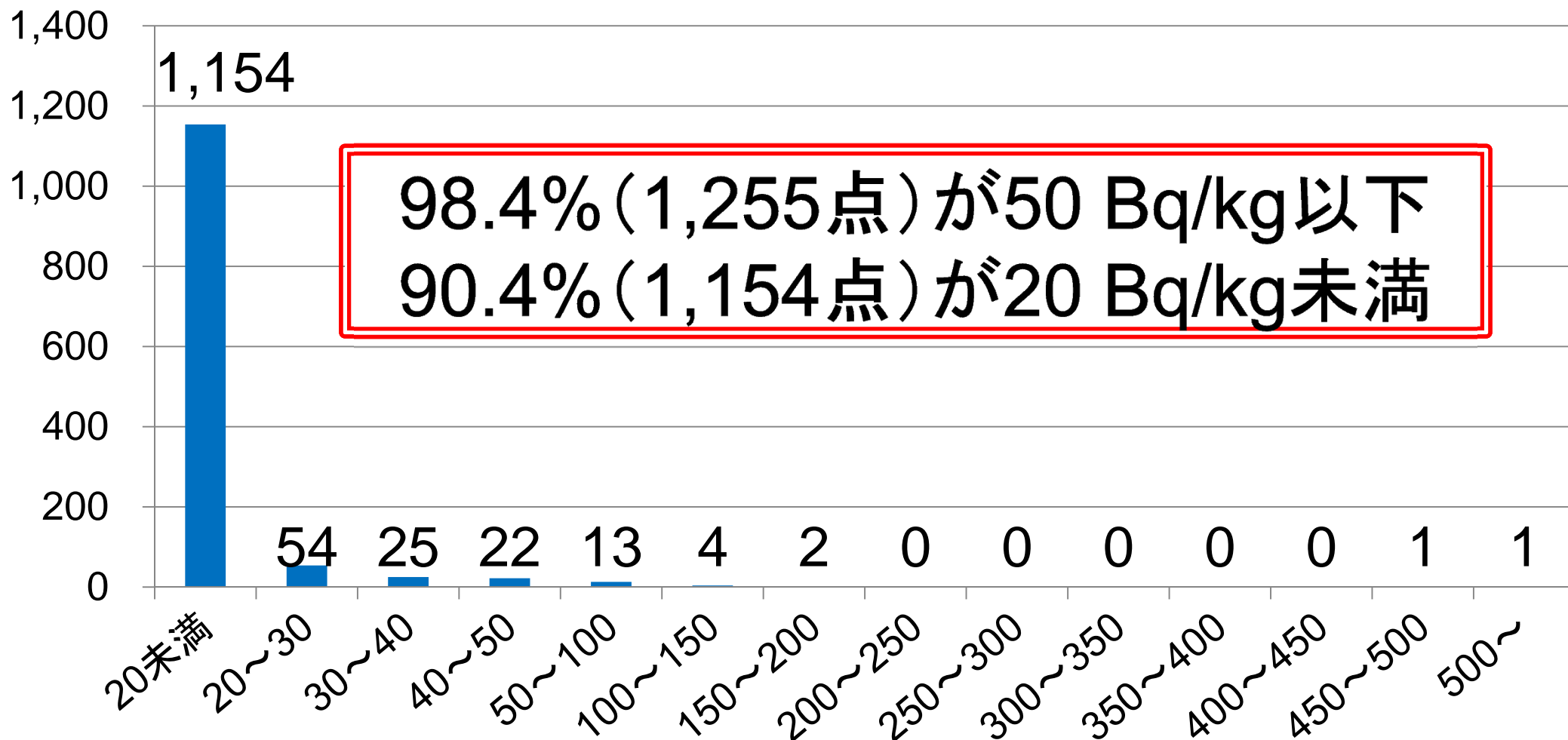


(注) 11月17日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。放射性セシウムの暫定規制値は、500 Bq/kg。

(放射性セシウム濃度, Bq/kg)

米の調査結果②(福島県:1,276点)

(調査点数)



(注) 11月17日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。放射性セシウムの暫定規制値は、500 Bq/kg。

(放射性セシウム濃度, Bq/kg)

暫定規制値を超過した放射性セシウムが 検出されたことを受けて

農林水産省は、福島県と連携して実態把握と要因解析を実施。

- 福島市大波地区及び特定避難勧奨地点が存在する地域等の米を緊急調査
- 暫定規制値を超えた米の生産ほ場等における土壌中の放射性セシウム濃度、土壌の性質、用水、周辺の森林状況等を詳細に調査

緊急調査結果（平成24年2月7日時点）

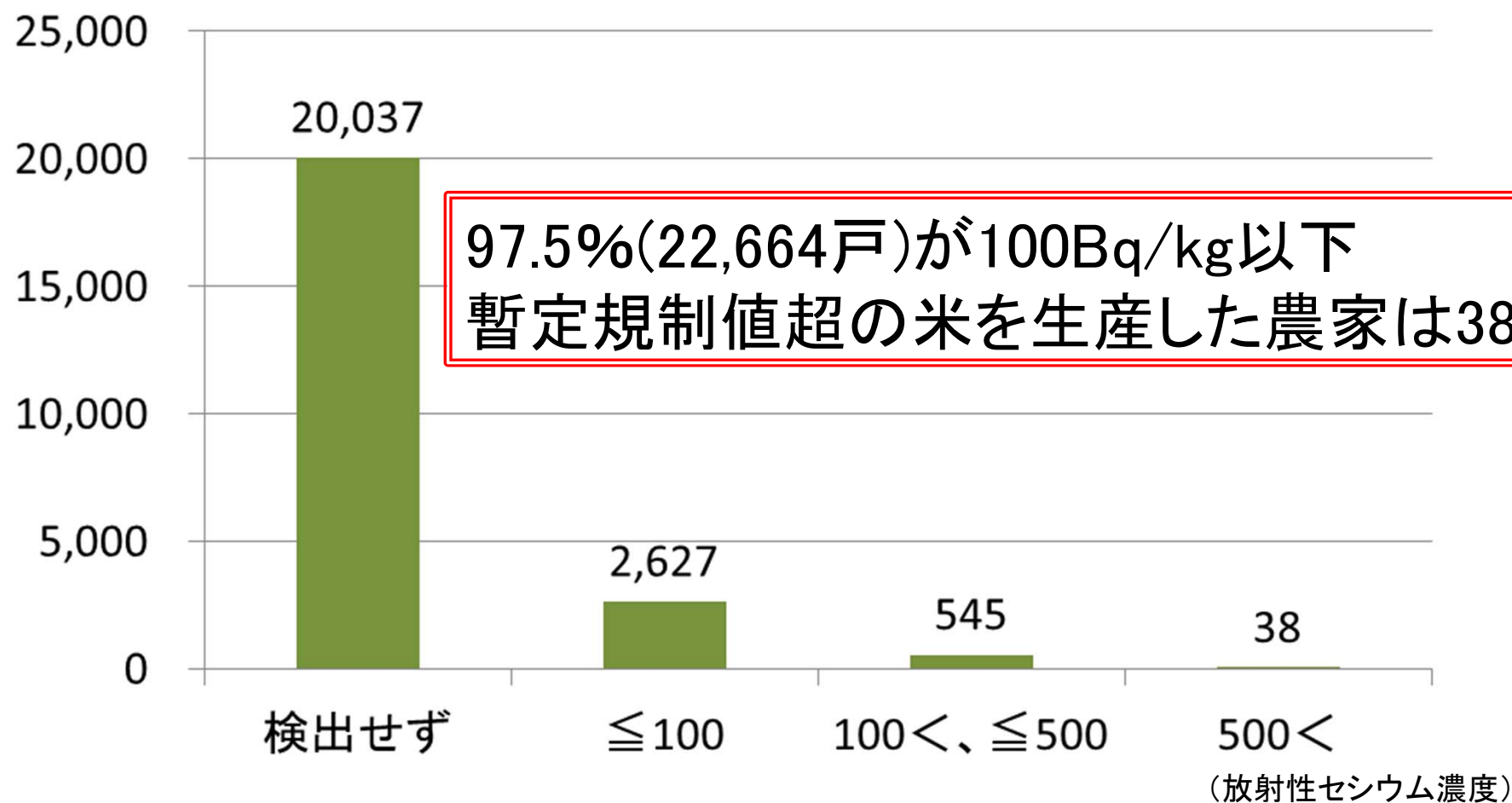
- 食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された米が生産された水田は、特定避難勧奨地点の付近等に限定的に出現

	経営体数	作付面積(ha)	生産量(トン)
全国	134万7千	157万6千	840万
福島県	6万6千	6万4千	35万
暫定規制値超の 米を生産した農家 (調査対象:23,247戸)	38	14	54

福島県における玄米の緊急調査結果

調査実施農家(29市151旧市町村:23,247戸、32,755点)

(調査点数)



(注)2月7日福島県公表資料より。
放射性セシウムの暫定規制値は、500Bq/kg。

暫定規制値を超過した放射性セシウムを含む米が生産された要因の解析(中間報告(1))

- ① 土壌中の放射性セシウム濃度が高いことに加えて、
- ② 通常カリ肥料の施用が不足することはないが、当該水田ではカリ肥料の施用量が少なかったため土壌中のカリウム濃度が低く、放射性セシウムが根から吸収されやすかった。

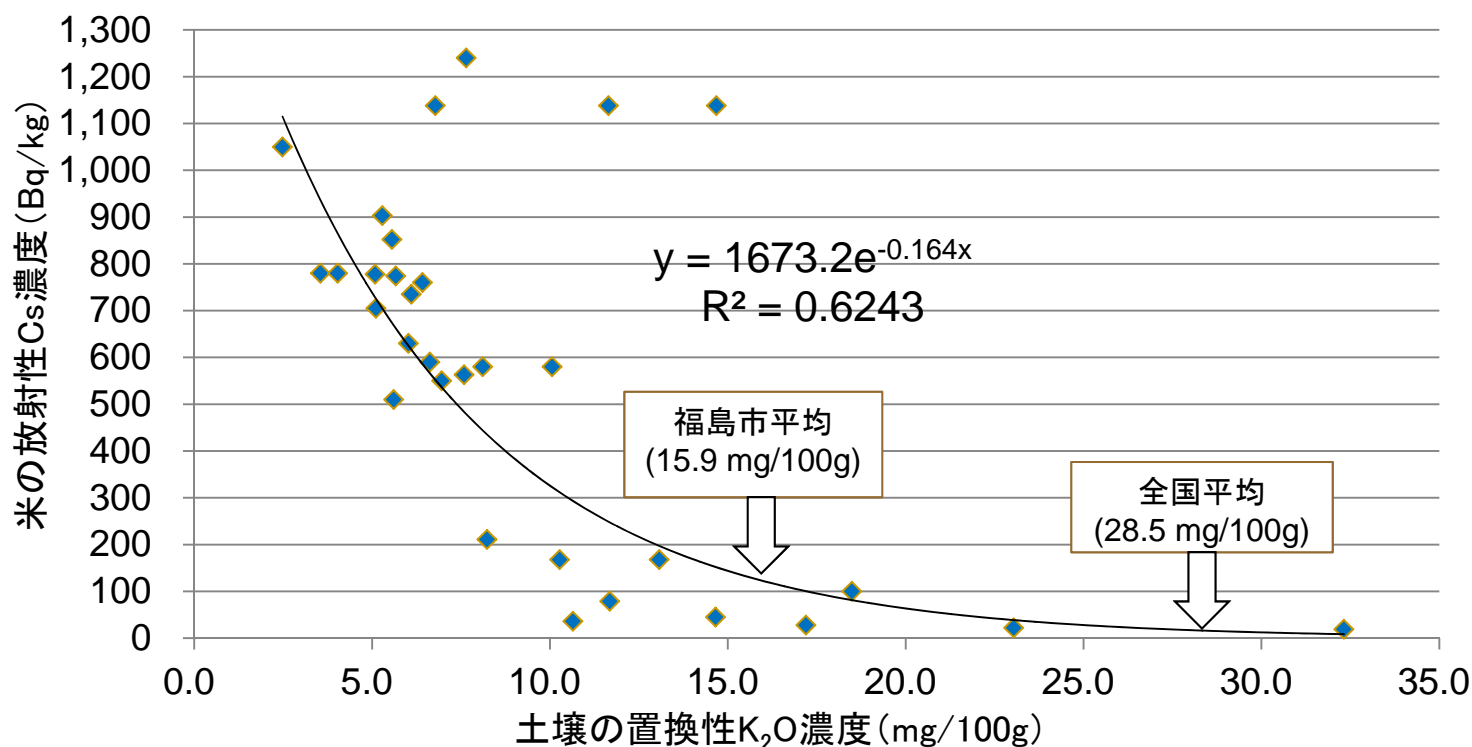
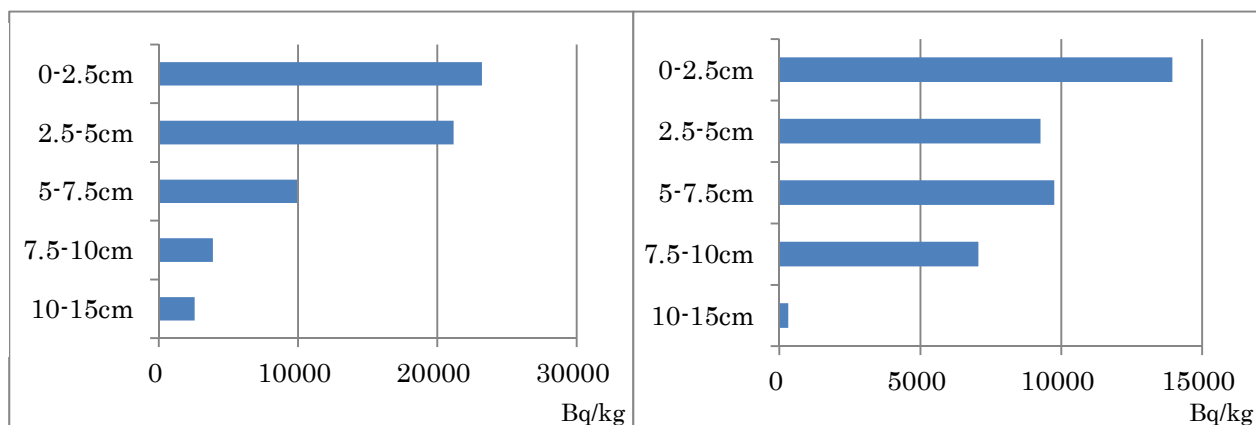


図 土壌の置換性カリウム濃度と玄米の放射性セシウム濃度との関係

暫定規制値を超過した放射性セシウムを含む米が生産された要因の解析(中間報告(2))

- ③ 山間部の狭隘な水田は、耕うんが浅く、常時湛水状態のため、根張りが浅く、根が主に分布している土壌表層に高濃度の放射性セシウムが残り、放射性セシウムを吸収しやすい状態にあった。



土壌の層別セシウム濃度



稲株を抜いたところ

「24年産稲の作付に関する方針」のポイント(2/28公表)

I 23年産稲の作付のあった地域

1 500 Bq/kg超過地域

旧市町村単位(「字」単位も可)で作付制限を実施

2 100 Bq/kg超～500 Bq/kg以下の地域

(1) 旧市町村単位(「字」単位でも可)での作付制限が基本

(2) 「管理計画」の下、米の全量管理と全袋調査を行い、新基準値を超過する米が流通しないことを担保できる場合は、事前出荷制限の下、作付の道を開く

〔 100 Bq/kgを超過した米の発生が一部農家に限定される場合、当該農家の
米の管理と全袋調査だけで作付可

3 100 Bq/kg以下の地域

作付制限は行わず、収穫後の放射性物質調査により安全性を確保

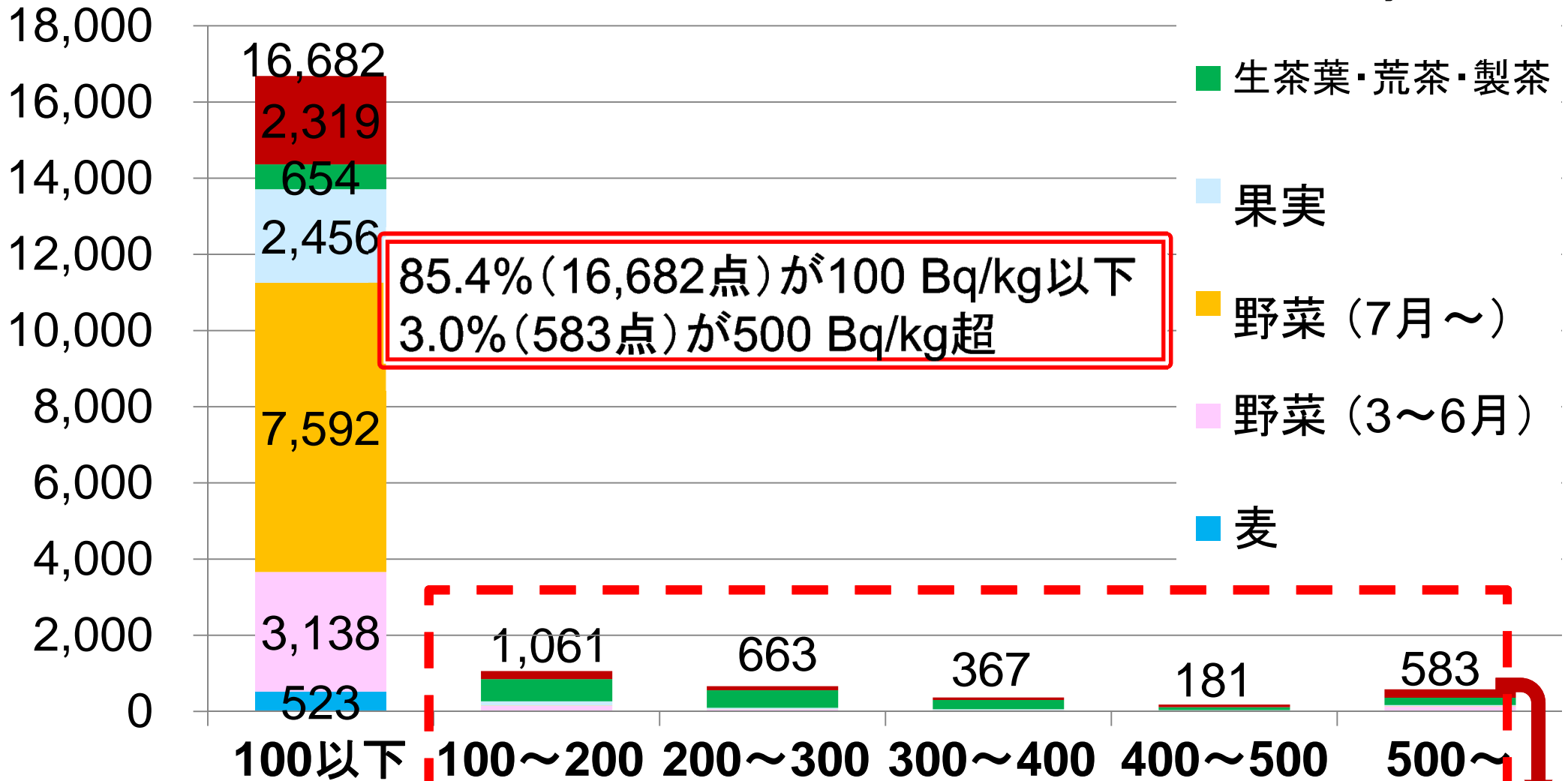
II 23年産稲の作付のなかった地域

1 警戒区域、計画的避難区域は作付制限を実施

2 旧緊急時避難準備区域は、市町村が作付自粛を行う方針であり政府の作付制限を行わない。作付する農家については、事前出荷制限の下、米の管理と全袋調査

農産物(米以外)の調査結果①(17都県:19,537点)

(調査点数)

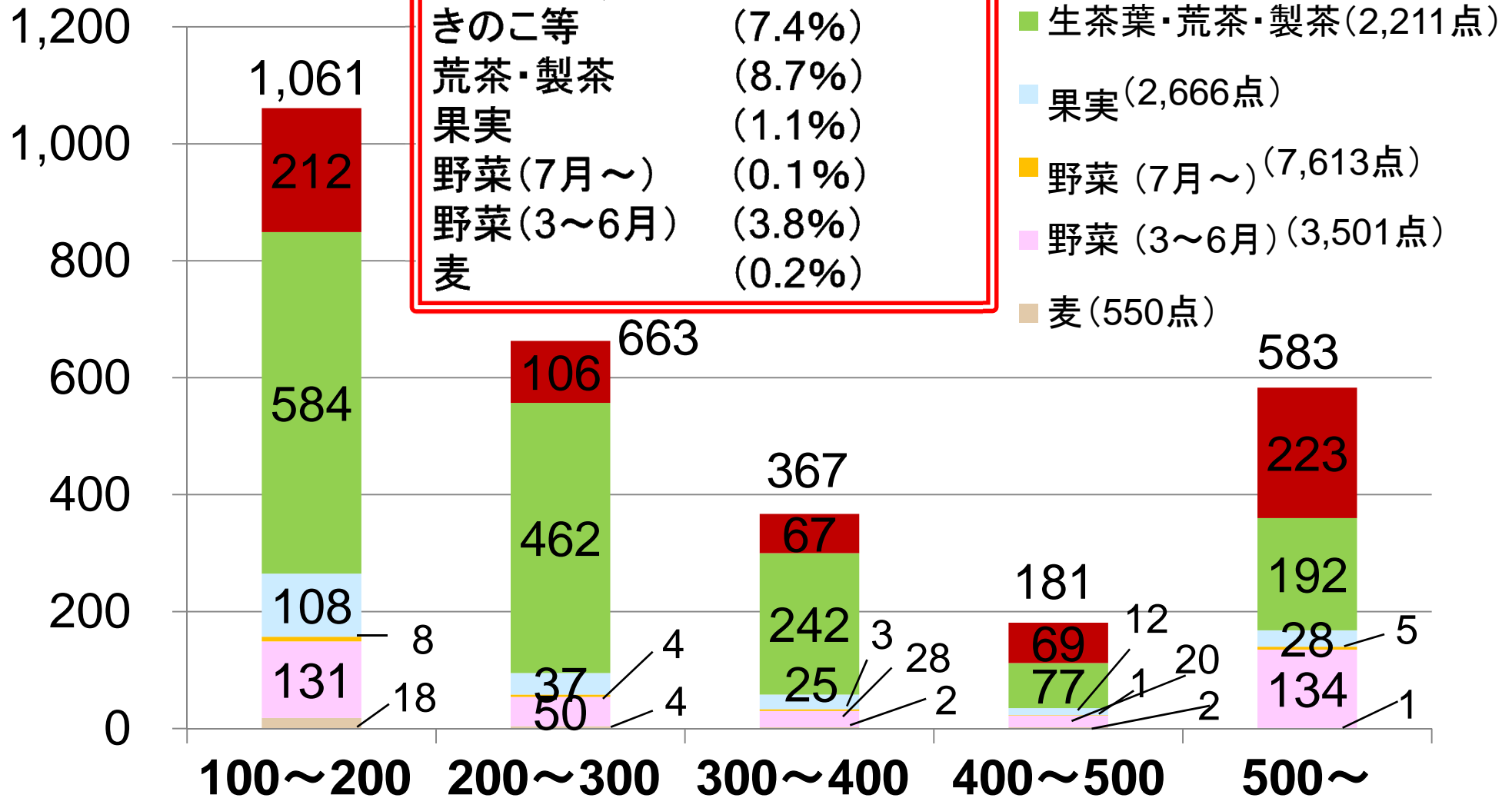


(注)平成24年2月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。放射性セシウムの暫定規制値は、500 Bq/kg

(放射性セシウム, Bq/kg) **拡大** 12

農産物(米以外)の調査結果②

(調査点数)

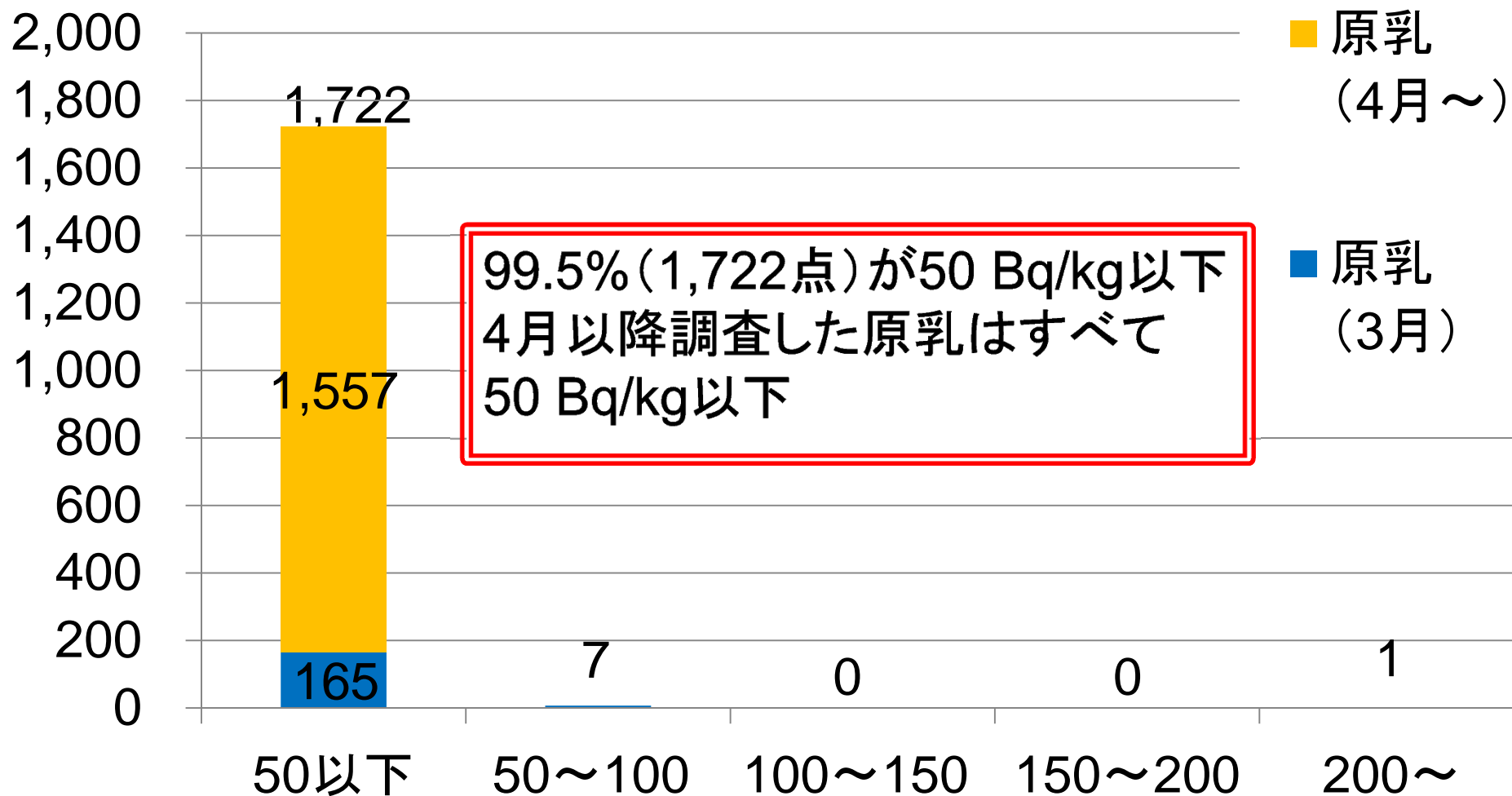


(注)平成24年2月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。放射性セシウムの暫定規制値は、500 Bq/kg

(放射性セシウム, Bq/kg)

原乳の調査結果(17都県:1,730点)

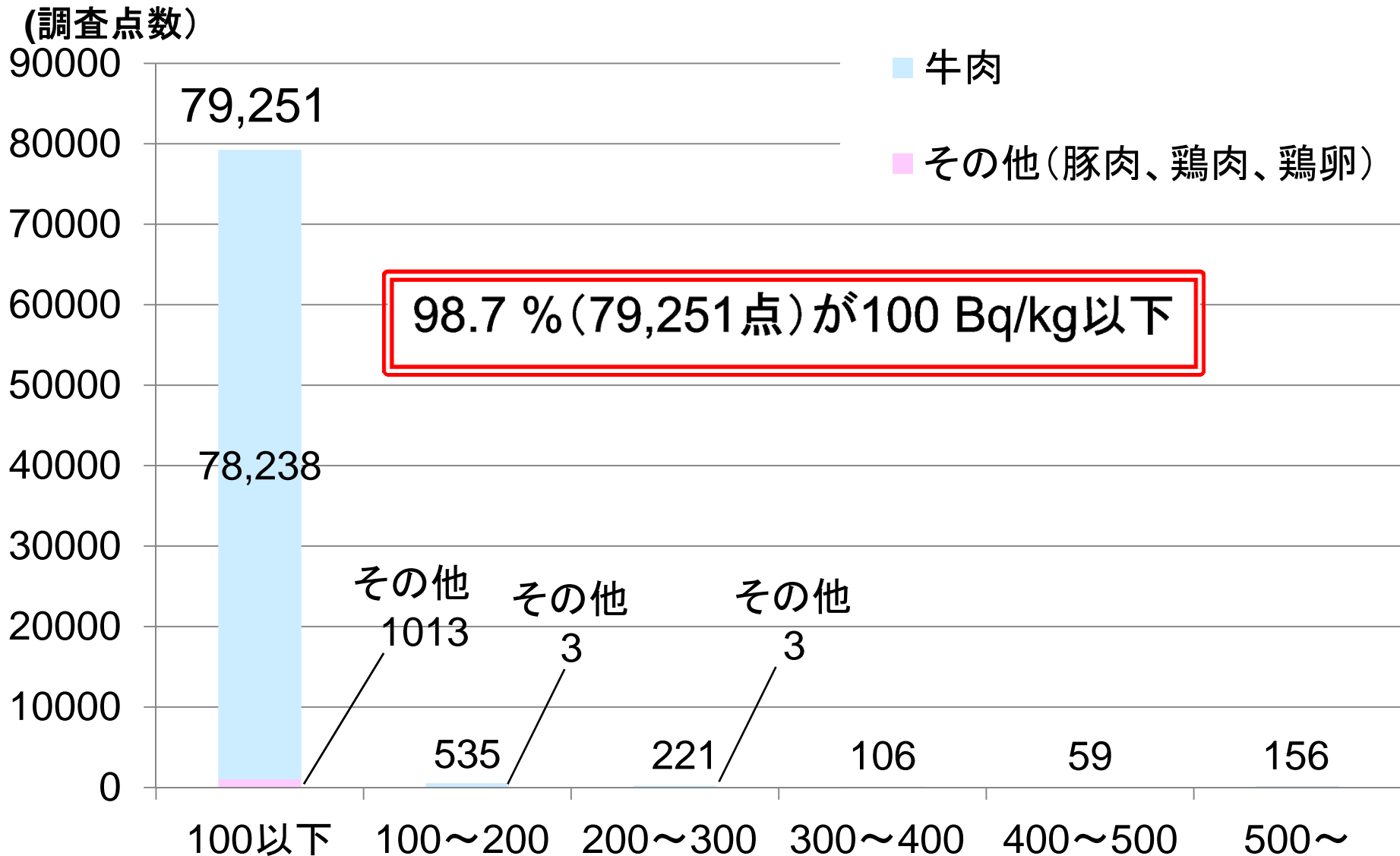
(調査点数)



(注)平成24年3月5日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。放射性セシウムの暫定規制値は、200 Bq/kg

(放射性セシウム, Bq/kg)

食肉・卵の調査結果(全国:80,334点)



98.7 % (79,251点) が100 Bq/kg以下

(注)平成24年2月29日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。
放射性セシウムの暫定規制値は、500 Bq/kg

(放射性セシウム, Bq/kg)

生産現場における取組①(農作物)－1

- 稲の作付制限、収穫物の放射性物質の検査等の措置に加え、放射性物質濃度の高い農作物が生産されないよう、以下のような取組を推進。

肥料等の資材の調査、利用の自粛

- 農地土壌の汚染を招かないようにするため、肥料、土壌改良資材、培土等の資材についても暫定許容値を設定し、調査を行い、許容値を超過するものについては利用の自粛等を実施。

生産現場における取組①(農作物)ー2

農地の除染や放射性物質の吸収抑制の取組



表土の削り取り

農地土壌を薄く削り取り、土壌表層に蓄積している放射性物質を除去



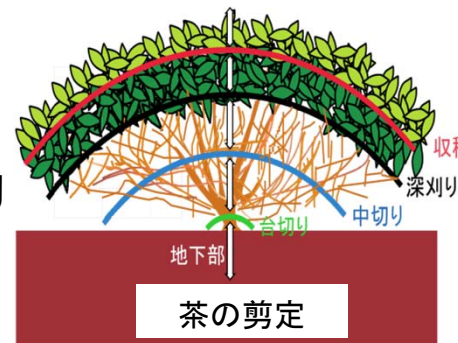
粗皮削り

果樹については、土壌よりむしろ、樹体に付着した放射性物質の影響が大きいと見られており、樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等、樹体表面の放射性物質を除去



表層土壌と下層土の反転

表層土と下層土を反転することで、作物が吸収する層の放射性物質濃度を低減



茶の剪定

茶については、葉や樹体に付着した放射性セシウムの影響が大きいと考えられるため、剪定により、茶に移行する放射性物質を低減

生産現場における取組②(畜産)ー1

食品の規制値を超える畜産物の生産を防止

飼料の暫定許容値の設定

- ・ 基準値を超過する肉や原乳が生産されないよう飼料の暫定許容値(100 Bq/kg)を設定し、調査等を実施するほか、超過した飼料は利用自粛。

適切な飼養管理の実施

- 1、各自治体等が飼料に関するモニタリング調査を行い、暫定許容値を超えた飼料は家畜へ給与しない。
(調査点数 牧草:1,015点、稲わら:555点)
- 2、暫定許容値を超える稲わらを食べた牛の肉が暫定規制値超過となったことを踏まえ、使用不可となった飼料を畜舎から離れた場所に封印等を実施して隔離・処分。

生産現場における取組②(畜産)ー2

食品の規制値を超えた畜産物の流通を防止

畜産物の放射性物質検査の実施

食肉・卵: 牛肉については出荷制限4県による全頭・全戸検査やと畜場等における検査を実施。その他の食肉(豚肉、鶏肉)及び卵については各自治体によるモニタリング検査を実施。

※豚、鶏は、牛と異なり牧草は給与されず、主に輸入された穀物等が給与されている。

牛乳・乳製品: 17都県において、牛乳・乳製品の原料となる原乳(酪農家が搾ったままの牛の乳)について、各自治体がクーラーステーション(冷蔵保管施設)又は乳業工場単位で放射性物質のモニタリング検査を実施。